

徳島市危機管理センター（仮称）新築工事基本方針

1 事業の目的

発生確率が高まっている南海トラフ地震等の大規模災害時に効果的・効率的な対応を行うため、災害対策本部室等の設置や、電源の確保、応急対応に必要な公用車の確保など、本庁舎の災害対応機能の強化に取り組むもの。

2 課題

南海トラフによるレベル2の地震・津波では、最大震度7、浸水想定は、本庁舎東側が2～3m、西側が1～2mとされている。

津波等による浸水が発生した場合、地下階に設置されている電気設備等が損傷し、機能停止となるおそれがあるほか、地下駐車場に保管している公用車のほぼすべてが使用不能となる可能性がある。

また、災害発生時において、土砂や家屋の下敷きになる等、逃げ遅れた市民を1人でも多く救出するための人命救助活動の成否は、災害対策本部が発災直後からその機能を発揮できるか否かで大きく結果が分かれることから、市民の命を守るための災害対策本部機能の確保は、災害対応上、本庁舎に求められる最も重要な役割といえる。

さらには、国からも災害応急対策活動に必要な官庁施設の機能確保に関し、災害応急対策活動を維持・継続させるための常設の専用室や、関係機関が集中的に活動できる調整室等を確保するよう求められている。

これらの課題に対応し、本庁舎の災害対応機能を強化するために、移設・確保が必要な機能等は次のとおりである。

- (1) 「災害対策本部室」やオペレーションルームである「総合対策室」、関係機関の執務室となる「関係機関調整室」などの居室
- (2) 機能停止の恐れがある地下の電気設備等
- (3) 応急対応に必要な公用車の確保

3 整備概要

- (1) 整備場所 旧水道局庁舎跡地及び本庁舎北側駐車場用地及びその周辺
- (2) 整備内容 防災棟（徳島市危機管理センター（仮称）（以下「危機管理センター」という。）及び電気設備等）、駐車場棟等
- (3) 概算事業費 40億円～50億円

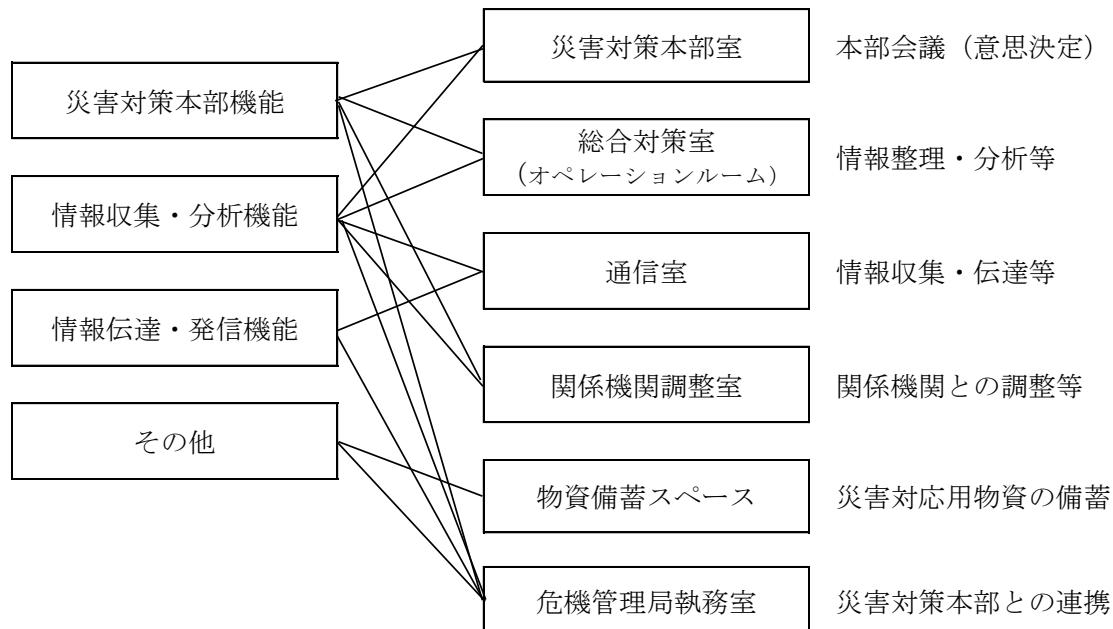
4 基本施設の構成

- (1) 危機管理センター

危機管理センターに求められる「災害対策本部機能」「情報収集・分析機能」「情報伝達・発信機能」に対応する施設を整備する。

各室の広さや整備内容は、他都市の事例も参考にしながら、今後、設計段階で検討していくこととし、本庁舎との連携を意識し、より効果的かつ効率的な災害対応が可能となるよう配慮する。

【危機管理センターの主な施設構成】



ア 災害対策本部室

災害対策本部員（23人）及び関係機関等が参集し、情報共有や対策の協議、災害対応に関する意思決定を行う場。



(イメージ)

イ 総合対策室（オペレーションルーム）

危機管理センターの心臓部であり、市各部局及び関係機関（国、県、警察、自衛隊）等の災害対策関係機関が参集し、災害発生時の被害状況や対応状況に関する情報の一元的な収集、処理、分析、対策の立案を行う場。



(イメージ)

ウ 通信室

災害情報を災害時でも使用可能な情報通信手段によって受信する。また、平常時から災害情報の収集・伝達に必要な機器（サーバー等）を設置する。

また、サーバー等を設置するため、室温を一定に保つための空調設備が必要となる。



(イメージ)

エ 関係機関調整室

参考した関係機関（国、自衛隊、警察等）との連絡調整や関係機関職員の執務室として使用する。各機関のリエゾンは概ね2～5人程度で構成されており、10～15の応援機関が、会議室などをシェアしながら応援業務を実施する。複数の関係機関が共同利用することが想定されるため、ホワイトボード等による区切りが必要となる。また、これとは別に、関係機関が個別に協議等を行うことができる会議室の設置も必要となる。



(イメージ)

オ 物資備蓄スペース

避難所に搬送する備蓄物資のほか、災害対策要員が少なくとも3日間業務に専念できるよう、各種の物資（食料等）を備蓄する。



(イメージ)

(2) 必要となる設備

ア 非常用電源

停電が発生した場合においても、災害対応業務が行える電源設備の整備が必要である。特に、災害対策拠点となる危機管理センターでは、I C T機器等を使用して災害に関する情報の収集、整理、伝達等を行うことから、非常用電源の必要性が高くなる。また、本庁舎も、危機管理センターと同様、災害応急対策活動の拠点として使用することが想定されるものの、本庁舎用の非常用電源は、現在、地下階に設置されているため、防災棟には、危機管理センターと本庁舎の両施設に電力を供給可能な非常用電源を整備することが必要である。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において、極めて重要な時間帯とされることから、非常用電源も72時間稼働可能なものとする。

イ 電気設備

本庁舎の電気設備は地下階に設置されており、浸水時は機能停止となる可能性が高いことに加え、ほとんどの設備が昭和 59 年の建設当時に設置されたものであるため、既に耐用年数を経過し、老朽化による故障の危険性を抱えている。このため、防災棟と本庁舎の両施設の電気設備を、新たに防災棟に整備する。

ウ 空調設備

災害対応を行う施設においては、職員及び使用する I C T 機器が災害対応に支障をきたさない最低限の室温を保つことが必要となる。本庁舎は昭和 59 年の建設当時に整備したセントラル方式による空調設備を使用しており、システム全体の冷温水発生機及び空調用受水槽等が地下階に設置されているため、浸水時は機能停止となる可能性が高く、老朽化による故障の危険性も抱えている。

このため、発災時においても、防災棟と本庁舎（一部を除く）の空調設備が使用可能となるよう、地下階に設置されている冷温水発生機及び空調用受水槽を防災棟に移設・更新する。

エ 給排水設備

上下水道設備などが破損し、給水が途絶えた場合等にあっても、災害対応が支障なく行えるよう、給排水設備を整備する。本庁舎の給排水設備として、受水槽や給水ポンプ、給湯設備であるボイラーや貯湯槽の一部が地下階に設置されているため、防災棟と本庁舎用の給排水設備として防災棟に移設・更新する。また、下水道が破損した場合においても、

本庁舎及び防災棟のトイレが一定期間使用可能となるよう、現在未設置となっている緊急排水槽を新たに設置する。

オ 消火・避難機能

本庁舎の消火設備については、主要な設備のほとんどが地下階に設置されており、大規模災害により浸水した場合は、消火設備全体が機能不全に陥ることになる。

このため、防災棟と本庁舎、両施設分の消火設備を防災棟に整備することにより、浸水を伴う災害発生時においても、消火機能が使用可能な環境を整える。

また、本庁舎における火災報知設備等の避難誘導機能は、地下階にある中央監視室に防災盤等の主要設備が設置されているため、浸水時においても機能させることを目的として、中央監視室の移設と合わせて防災棟に移設する。

カ 電算室

庁内 L A N 回線のサーバー等を保管している電算室は、現在、本館 6 階に配置しているが、大地震により本庁舎が一部損傷した場合の被災リスクを回避するため、防災棟に移設

する。

(3) 駐車場棟

現在、本庁舎で管理している公用車の台数は 108 台であるが、そのほとんどが本庁舎地下階の駐車場に保管されているため、浸水等の被害が生じた場合、ほぼすべての公用車が使用不能になる可能性がある。災害発生時、公用車は現地調査や各避難所との連絡用などに必要となることから、発災時であっても、一定数の公用車を確保する必要がある。

また、本庁舎地下階にある立体駐車場は、昭和 59 年の建設当時に整備されたものであり、老朽化による故障の危険性を抱えていることから、公用車及び来庁者用駐車場として立体駐車場を整備する。